

(河野訓)の四名が行なった。阪本は、神仏分離以前の「習合形態」の歴史の多様性、神仏分離の舞台に存在する「宗教者」たちへの異なる評価、すなわち「宗教的無節操」と「宗教的寛容性」に象徴的に表出される「日本人の宗教性」の特徴を読み解く必要性を指摘。牟禮は、伊勢神宮の所在する宇治山田における神仏関係と分離を巡る上で、信仰、思想、歴史・制度、空間・建物、物象、人、儀礼・祭儀など多様な様相への注視と、そこから導き出される二つの志向性を明示。澤は、近世国家論や社会論とも結合するかたちで、近年の盛んな近世宗教史研究の動向を踏まえ、神仏関係を論じる上で、幕藩権力による宗教統制、專業思想家による神仏理解、地域社会における神仏信仰(行事)の三つの位相を提示。河野は、中国宋朝以降の儒仏道三教融和傾向と其中的道教の優位性と仏教抑圧・廃仏などの流れをおさえ、日本の神仏分離・廃仏毀釈研究において、個別事実の解明と明治維新という強く日本を意識した歴史変動を念頭に入れた研究の必要を述べた。

コメンテータの鷲見定信氏からは、神仏分離研究が仏教研究において専ら近代以降のテーマとなっていることへの問題性、仏教が基層において神道と重層する点の如何、カミとホトケとの関係性の再考、分離状況を具体的に解明する上での寺院本末関係の検証など仏教側資料の加味の必要性、民衆の分離の受容と実態、明治期神祇行政に影響を与えた津和野藩の様相、中国における研究資料の状況と研究のあり方など、本パネルが掲げる「神仏関係史の再構築」に対する貴重な指摘や提言がなされた。

## 神仏習合・神仏分離における神職・僧侶の諸相

### ——神仏関係史再考——

代表者・司会 藤本頼生  
コメンテータ 佐藤真人

## 古代・中世の神社組織における神仏関係

加瀬直弥

神社への仏教組織のかかり方に注目して、神仏関係を考察することは、その関係が祭祀・儀礼等のかたちで現れ、具体的実態をつかむことができるため、有効な手段といえよう。その点は、仏教的神祇解釈が数多くなされはじめ、密接な神仏関係が存在していたと考えられる時代、すなわち古代から中世にかけての神社においても同様であると考ええる。当時の具体的実態から神仏関係を把握する手がかりはいくつもあるが、本発表では、従来にない形態の神事が行われはじめる九世紀から、古代・中世転換期に当たる十二世紀に時代を絞り、僧侶が組織の中核を占めていた神社二社に焦点を合わせ、考察を加えることとした。

まず一点目は、山城石清水八幡宮における組織的發展過程と神事との関係である。石清水宮は貞観年間(八五九―八七七)のはじめに大和・大寺の僧・行教によって豊前宇佐宮より神霊を勧請し創建していたが、朝廷により正式に神主が置かれたの

## パネル

は貞観十八年（八七六）のことであった。そのことを示す『類聚三代格』所載の官符からは、神主設置に至るまでの経緯も把握することができるが、それによれば、石清水宮に集う人々の「神事」への希望があつたことが窺え、神主設置がそうした状況への対応策であつたことが分かる。こうした点から、神社すなわち神事の場合、という意識が、平安時代中期の人々に共有されており、僧侶もその流れに対して、自ら法会等を実践することによつて克服することは考えていなかったことが明らかになる。

いま一点は、古代・中世の神事の中でも最も重要なものと位置付けられる天皇の神社行幸を取り上げ、この際の神社関係者の動きをつぶさに確認することとした。天慶の乱の奉養を目的に朱雀朝に行事化された神社行幸は、天皇が境内で御禊を行い、神前で上卿が宣命を奉読するなど、その次第から神事であることが確認されるが、この対象となる神社の中には、先述の石清水宮や山城北野社・祇園社のように、僧侶が組織のトップであるところも存在する。そして、行幸に際して、その中心である僧が賞に預かるケースが見られる。こうした点を踏まえると、神仏隔離の思想等により神職が介在することが想定される神事に対して、僧が直接的にかかわっていたのではないかという疑問が生じてくる。この点に留意して、中世初頭にあたる平安時代末期までの行幸の例をみると、その次第が確認できるほとんどの神社で神事に直接かわる役は神主・禰宜などといった神職が担っていた。しかし、北野社はその例外で、永久元年（一一一三）の行幸の記録をとどめる当時の日記『長秋記』に

よつて、別当か権別当を示すものとみられる「法官」が奉仕していることが分かる。もつとも、注目すべきは『長秋記』のその後の記述で、そのことが先例ではないという趣旨と受け止められる所感を、記主・源師時が書き留めていることである。その点から、神社での神事に対しては、神職が対応するという認識が存在していた可能性が示唆できよう。

これら二点を総合すると、文章にすると当たり前のこととして受け止められることではあるが、神社における神事については、僧侶ではなく神職が担うという認識が、古代・中世の転換期においては強く存在していたことはまず指摘できる。ただし、他方で、僧侶が携わっていたという事実があることを踏まえると、院政期において、僧侶であつてもそれを執行することがありえる「神事」が存在していたということと、僧侶でも「神事」を行うことができるという、この時代における神祇信仰上の寛容性が存在していたということについては、看過してはならないものと考ええる。

### 賀茂別雷神社における神仏関係の構造

—— 神主・供僧相論を中心に ——

太田直之

神仏習合や分離の問題、その中で神職と僧侶との関係を考えるにあたって、江戸時代に入つて間もない十七世紀の後半という時代が一つの大きな画期となつたことは早くから指摘され